

第 12 号

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例

熊本県安心こども基金条例（平成21年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年12月31日」を「令和6年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子育て支援対策臨時特例交付金により設置した熊本県安心こども基金の活用期間を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。